

冠省

突然ぶしつけなお手紙をさしあげ恐縮に存じますが、私は貴社に  
対し左記の点を申し入れます。

昭和三十年五月一日「強度は麻の数倍」という見出しで発表され  
た登山綱の性能並びに同年一月二日、北アルプス前穂高岳における  
三重大学学生若山五朗氏の死因に関する貴社の六段ぬきの記事によ  
つて、実際には岩角に弱いナイロンザイルが強いと発表されたため、  
登山者の生命は不当に危険にさらされ、同時に私は、若山氏の死因  
に関するいまわしい疑惑と信用毀損罪（刑法二三三条、いつわりの  
発表をしてメーカ―の信用を毀損した罪）容疑者としての無実の汚  
名を着せられたのであります。

今後かゝる不祥事が防止され、かつ、この事件が生命軽視の前例  
とならないようにするためには、関係者によつて何故にこのような  
恐ろしい誤りがおきたかという納得できる説明が、社会に発表され  
ることはもとより、又もし、その発生に関し責任者がある場合には、  
その人によつて社会、登山界並びに関係者に対して陳謝の意が表明



されることが必要であると考えます。

これを求める声は、直接には、三重県山岳連盟の声明、名古屋大学  
学前法学部長信夫清三郎博士他二十氏の要望書、週刊朝日三十二年  
六月二日号に掲載された作家井上靖氏の談話及び多数の人々から私  
の属する山岳クラブ岩稜会によせられた書簡等に見られますが、他  
方において、貴紙をはじめとして朝日、毎日、読売の各新聞、NHK  
のニュース、山岳雑誌、一般雑誌がこの事件を大々的に、しかも  
一度ならず報じているのは、上記同様この疑惑のもつ今後の社会的  
影響を憂いて、これが解消を求める声であるかと解するのであります。  
さて、疑惑解消には責任者の発見が必要であります。この責任  
の所在は、この記事を掲げられた貴社か、もしくは同記事の原因と  
なつた東京製綱株式会社内における登山綱の公開実験を指導された  
大阪大学教授篠田軍治氏のいずれかであることは明らかであります。  
換言すれば、一般登山者の生命を危険におとし入れ、登山界、社会  
を混乱させ、個人に死にまさる不当な恥辱を与えた責任者は、登山  
装備の権威者である大学教授か、一流新聞社たる貴紙かのいずれか  
にあるのであります。



私は当初、責任者は専ら篠田教授にあると信じ、同氏の説明をお願いすべく内容証明の書簡をもつて再度面談をお願いしたのでありますが、その機会は得られませんでしたので、やむなく私は篠田氏を名誉毀損罪で昭和三十一年六月二十二日名古屋地検に告訴したのであります。

この訴えは、その後大阪地検に移され、斉藤正雄検事のもとで審査されておりましたが、三十二年七月二十三日、不起訴処分がなされ、それについて同年七月三十一日付の朝日新聞（三重版）の四段ぬきの記事には、大見出しをもつて「実験は良心的」と、小見出しをもつて篠田教授談として「不本意な新聞報道」と発表されました。

即ち、その責任は篠田教授になく、専ら貴社にあつたと解せられます。即ち、私は貴社を告訴すべきであつたのであります。

私自身としましては、検察庁のこの理由には、なつとくでき難いものを感じますので、今後ともこの点の追求を強力にいたしますが、他方、その責任が貴社にあるとみなされている現段階においては、



私は貴社に対しても、この疑惑解消のための努力をお願いせざるを得ないのであります。

つまり、私は貴社が社会の公器としての使命を有せられる点を考え、この事件についての御態度を客観的に表明していただきたいのであります。

甚だ時機遅れの申し入れであります。この申し入れは私には重大なことがらでありますので、慎重を期しておりますためと、本件に関する時効が五月一日である関係から、今回申し入れることになったのであります。

以上、貴社に対し数々の失礼を申しましたが、要するに私の意図するところは、今回の事件が人命並びに人権軽視の悪例とならないようにしたいという点のみであります。御協力のほどお願い申し上げます。

昭和三十三年四月二日

石 原 国 利

中部日本新聞編集局長 殿